

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	特別区民税の賦課及び徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、特別区民税の賦課及び徴収に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特別区民税の賦課及び徴収に関する事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別区民税の賦課及び徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により地方税法の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
③システムの名称	1税務システム 2システム共通基盤 3課税支援システム 4eLTAXポータルシステム(審査システム) 5国税連携システム 6証明書自動交付システム 7中間サーバー 8中間サーバー連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税賦課情報ファイル、(2)収納管理情報ファイル、(3)滞納整理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第16項、第9条第2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2別表第二 第22項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第16項、第18項、第23項、第26項、第27項、第28項、第29項、第31項、第34項、第35項、第37項、第38項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第85項の2、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第116項、第119項 (別表第二における情報照会の根拠)第27項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(情報照会の根拠)第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業・地域振興支援部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25 港区 産業・地域振興支援部税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	産業・地域振興支援部税務課 3578-2586

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月24日	(別紙1)番号法第19条第7号 別表第二に定める事務		第85項の2、第111項、第119項	事後	別表第二に追記
平成28年4月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	なし	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2別表第二 第22項	事後	「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」制定のため
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ②所属長	税務課長 白井 隆司	税務課長 吉田 宗史	事後	人事異動に伴う変更
平成29年5月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	第111項、第119項	削除	事前	法令上の根拠修正
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用	第9条第1項 別表第一第16項	第9条第1項 別表第一第16項、第9条第2項	事後	法令上の根拠修正
平成30年4月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	第117項、第120項	第117項、第120項は削除 第38項、第119項を追加	事後	法令上の根拠修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ②所属長	税務課長 吉田 宗史	税務課長 重富 敦	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	税務課長 重富 敦	税務課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	3国税連携データ処理システム	3課税支援システム	事後	システム変更のため
令和3年6月30日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事前	番号法改正のため
令和3年6月30日	(税務別紙1)番号法第19条 第7号別表第二に定める事務	(税務別紙1)番号法第19条第7号別表第二に 定める事務	(税務別紙1)番号法第19条第8号別表第二に 定める事務	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	(別紙1)番号法第19条第8 号別表第二に定める事務	なし	第29項、第30項、第71項、第102項、第115項、 第121項	事後	内容見直しの為追加
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和4年10月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和4年10月1日	事後	しきい値を再確認したため